

新型コロナウイルス
追加接種 (3回目) と小児用 (5~11歳) 接種

接種の案内が届いた人で、接種を希望する人は、次の通り予約をお願いします。

- 予約方法
 - ① インターネット予約
 - ② スマートフォンなどで次のQRコードを読み込んで、接種予約ページにアクセスする。
 - ③ 接種券番号とパスワードでログインし、画面の案内に従って希望の接種場所・接種できるワクチン・日時を予約する。
- 電話予約
 - ① 手元に接種券を用意し、コールセンターへ電話する。
 - ② オペレーターに接種券番号、氏名、生年月日、連絡先を伝え、希望の接種場所・接種できるワクチン・日時を予約する。



・1回目の接種を予約すると、3週間後の同じ時間に、2回目の接種が自動予約されます。1回目と2回目共に都合がつく日程で予約してください。

- ▼ 12歳の誕生日が近い人
 - ① 1回目の接種後、2回目の接種前に12歳の誕生日がくる人：1回目と同じく2回目も小児用ワクチンを接種
 - ② 1回目の接種前に12歳の誕生日がきた人：12歳以上のワクチンを接種
- ※②の場合、上記方法では予約できませんので、左記へご連絡ください。

追加接種の進捗状況をお知らせします

3回目接種者数 12,179人 (3月21日現在)
(うち65歳以上8,063人)

次の人は、左記で予約を受け付けます。

- ▶ 1・2回目接種を希望する人
 - ▶ キャンセルサポーター(※)への登録を希望する人
- ※ 急なキャンセルが出た場合に、緊急で接種を受けてもらう制度

子育て・健康課健康増進係
☎985-4118

義農作兵衛の遺徳をしのぶ
令和4年度 義農祭 & 義農大賞表彰式

4/23 (土)

享保の大飢饉の際、後世に麦種を残すため、自らの命を犠牲にして亡くなった義農作兵衛の遺徳をしのぶ「義農祭」と、作兵衛の心「義農精神」を体現する活動を行っている個人・団体を表彰する「義農大賞表彰式」を開催します。

【義農祭】

- 時間 10時～
- 会場 義農公園
- ※ 感染拡大防止のため、ステージ発表やふる里市は中止し、式典のみとします。



【義農大賞表彰式】

- 時間 13時15分～17時30分
- 会場 文化センター 広域学習ホール
- 内容
 - 13時15分～ 開式 (12時30分開場)
 - 13時25分～ 義農大賞発表、授与式
 - 13時50分～ 義農大賞受賞功績動画上映
 - 14時20分～ 特別講演(アグネス・チャン氏)
 - 15時20分～ 休憩
 - 15時40分～ 新作能「義農」披露

● 申し込み方法

- 義農大賞ホームページ(右のQRコード)の応募フォームから申し込む。
- ※ 全席指定席です。先着順ですので、定員になり次第受け付けを終了します。
 - ※ 当日は、郵送で届く入場券をお持ちください。
- ☎総務課企画政策係 ☎985-4103



高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

次の対象者に予防接種費用の助成を行います。

- ▼ 定期接種対象者
 - 町に住居登録がある、
 - ① 令和4年度中に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる人
 - ② 60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる重度の障がいがある人(身体障がい者手帳1級程度)
- ▼ 接種期限 令和5年3月31日(金)
- ▼ 助成回数 生涯1回限り

1番有効な予防手段です

麻しん・風しんの予防接種

- ▼ 令和4年度公費接種対象者 次当ではまる人の接種費用は無料です。
 - ・第1期 1歳以上2歳未満
 - ・第2期 平成28年4月2日～29年4月1日生(小学校入学前の1年間)
 - ※ 接種期限は令和5年3月31日(金)
 - ・第5期 昭和37年4月2日～54年4月1日生で、風しん抗体検査の結果抗体がない人
 - ※ 令和7年3月まで実施。未受検の対象者には風しん抗体検査・予防接種のクーポン券を4月初旬に再送付します。

- ▼ 生まれてくる赤ちゃんのために 妊娠初期の女性が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが難聴、心疾患、白内障などの先天性風しん症候群を発症するおそれがあります。妊娠中やその可能性がある人は予防接種ができませんので、家族みんなで予防しましょう。
 - ※ コロナワクチン接種と2週間以上間隔を空ける必要があります。
- 子育て・健康課健康増進係
☎985-4118

土地・住宅に関する無料相談を行います

土地や住宅のことで分からないこと、困ったことを気軽に相談してください。相談は無料です。

- 1 ハトのマークの不動産無料相談 伊予宅建協会主催で相談に応じます。
- ▼ 日程 毎月10日 13時～15時
- ※ 土・日曜日、祝日の場合は翌日
- ▼ 内容 土地、建物、住まいのこと
- ▼ 場所 庁舎4階402会議室
- ※ 4月と7月は、庁舎4階403会議室で行います。

2 すまいの相談

- 松前町建築協議会主催で相談に応じます。
- ▼ 日程 毎月第2火曜日
 - ▼ 内容 住宅の耐震工事など
 - ▼ 場所 庁舎1階ロビー
- ☎まちづくり課建築住宅係
☎985-4122

秘密厳守、相談無料!



▲ 毎月のお役立ちカレンダーで実施日と連絡先を確認できます。

● すまいの相談日程表

	9:30~12:00	13:00~15:30
4/12	三木 晃	松下 弘
5/10	茂川 俊英	窪田 博文
6/14	武智 清	大政 晋
7/12	相原 昌彦	久保井賢治
8/9	川中 英明	三木 晃
9/13	松下 弘	茂川 俊英
10/11	窪田 博文	武智 清
11/8	三木 晃	相原 昌彦
12/13	久保井賢治	川中 英明
R5 1/10	大政 晋	松下 弘
2/7	茂川 俊英	窪田 博文
3/14	武智 清	大政 晋

※ 2月のみ第1火曜日です。

ゼロから始めるジョギング教室

初めてジョギングをする人を対象に、準備運動、走り方や体幹トレーニングなど安全に続けるためのコツをアドバイスします。

秋コース	春コース
9月 9日(金)	5月 19日(金)
16日(金)	26日(金)
10月 7日(金)	6月 2日(金)
14日(金)	9日(金)
21日(金)	16日(金)
11月 4日(金)	23日(金)
11日(金)	7月 7日(金)
18日(金)	14日(金)
25日(金)	21日(金)
12月 2日(金)	28日(金)

日時 いずれも19時～21時

場所 福祉センター2階集会所、松前公園

対象 町内在住でおおむね20歳から64歳までの人

内容 理学療法士や管理栄養士によるミニ講座、ジョギング、ストレッチなど

講師 理学療法士、管理栄養士、ジョギングインストラクターなど

定員 各コース30人(先着順)

※未受講者を優先します。

参加費 無料

準備物 タオル、水分、シューズ

申し込み方法 電話かメールで申し込み

※メールの場合は、受信後3日以内(土日祝を除く)に受け付け完了メールを送信します。

各コース初回は、私が指導します



初回ゲストラナー 土佐礼子さん

ダイエットにもおすすめ!



参加者の成果
 (30代) 体重 - 7.1kg、
 体脂肪率 - 5.2%、脂肪量 - 5.9kg
 (50代) 体重 - 6.4kg、
 体脂肪率 - 5.1%、脂肪量 - 4.8kg

申込先・問い合わせ 子育て・健康課健康増進係

☎985-4118

✉731hoco@town.masaki.ehime.jp



尿トラブル予防教室参加者を募集します

40代以上の女性の3人に1人は尿漏れの経験があり、60代以上の男性の3人に2人が前立腺肥大症だといわれています。尿トラブルを予防するため、生活の中で骨盤底筋と下半身の筋肉を鍛えていきましょう。



日時 5月18日(水)、25日(水)、6月1日(水)、15日(水)、29日(水)、7月6日(水)のいずれも13時～15時

場所 福祉センター2階 和室会議室

対象 町内在住の65歳以上(昭和

33年4月1日以前に生まれた人)で、おおむね全日程参加できる人

内容 尿トラブルを予防・改善するための運動実技と講義

講師 ヘルスフィットネスインストラクター 井門恵理子先生

定員 20人

※応募多数の場合は抽選です。

※同教室に参加したことのある人は申し込みできません。

参加費 無料

準備物 タオル、水分

申し込み方法 電話申し込み

申込期限 5月2日(月)

申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係

☎985-4205

5月31日(火)まで ウクライナ人道危機救援金にご協力を

募集場所 庁舎1階ロビー、東西・北公民館、文化センター、松前公園体育館

銀行振込口座 伊予銀行松前支店

普通預金 17844477

マサキウクライナ人道危機救援金

集まった救援金は、全額日本赤十字社を通じてウクライナや避難民を受け入れる周辺国に送金されます。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いします。

総務課広報広聴係

☎985-4132

4月1日(金)から 町民課に窓口自動受付システムを導入

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、町民課窓口に自動受付システムを導入しました。

マイナンバーカードや運転免許証などを読み取ると本人確認ができるこのシステム。タッチパネルで必要な申請書や証明書を選択すると、自動で発行されたものを窓口で受け取ることができます。町民の皆さんと職員の接触を減らすことができるほか、申請書を記入する必要がないため、役場での滞在時間が短縮できます。ぜひ、ご活用ください。



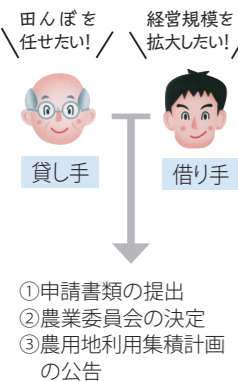
※ 自動発行できる証明書は、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書(印鑑登録証の持参は必要)です。今後、戸籍関係申請書や住所異動届も追加する予定です。

町民課住民係

☎985-4105

受付期間は4月1日(金)～28日(木) 安心して農地の貸し借りを

後継者不足などの理由で農地を貸したい人と、機械の効率的な使用や経営規模の拡大をしたい人をつなぐ、「利用権設定等促進事業(左図)」で、効率的な経営をしませんか。



- ①申請書類の提出
- ②農業委員会の決定
- ③農用地利用集積計画の公告

貸し借りのメリット

- ①貸した農地は期限が来れば必ず返ってくる
- ②期間満了前に、貸し手・借り手の双方に通知が届く
- ③期間満了後の離作料は不要
- ④利用権の再設定により継続して貸し借りができる など

農業委員会事務局

☎985-4131

4月1日(金)から 新しい公共施設予約システムが使えます

文化センター、公民館、松前公園体育館や松前町国体記念ホール、公園内の各施設の空き状況を、パソコンやスマートフォンから確認できるようにしました。

登録は不要で、次のQRコードを読み込むだけで確認できます。ぜひご利用ください。



※空き状況の確認だけで予約はできません。利用申請は各施設の窓口で行ってください。

体育館の予約システム

上記の新しいシステムに移行しますが、引き続き仮予約や抽選予約が可能です。旧予約システムに登録している人は、同じIDとパスワードで利用できます。

初めて体育館の予約システムを使う場合は、窓口での事前申請が必要ですので、ご注意ください。

社会教育課生涯学習係

☎985-4135

※施設の利用等に関することは、各施設へ直接ご連絡ください。

令和4年 春の全国交通安全運動 「通学路 速度を落とす 思いやり」

4月6日(水)から15日(金)まで、「春の全国交通安全運動」が始まります。



町内での人身事故は、令和元年から毎年約50件発生しています。令和3年は死亡事故はありませんでしたが、これからも一人一人が交通ルールを守り、思いやりのある交通マナーで事故のない住み良いまちづくりに努めましょう。

伊予警察署

☎982-0110

危機管理課危機管理係

☎989-5103

4月から国民年金保険料が変わります

令和4年度の保険料は、月額1万6590円です(前年度より20円引き下げ)。

▼保険料の納付方法

4月上旬に日本年金機構から送られてくる納付書で、毎月の保険料を翌月末日までに納めます。納付場所は、金融機関やコンビニエンスストアです。ほとんどの金融機関で口座振替もできます。また、前納を利用すると保険料が割引になります。

▼学生納付特例制度の活用を

所得の少ない学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例

制度」が利用できます。

利用を希望する人で、前年度に学生納付特例申請が承認され、はがき式の申請書が送付された人は、必要事項を記入して郵便ポストへ投函してください。

初めて学生納付特例を申請する人は、学生証が在学証明書(原本)、年金手帳、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、町民課か年金事務所で手続きをしてください。

●町民課住民係

☎985-4106

松山西年金事務所国民年金課

☎925-5105

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さん 一部負担金の減免制度を知っていますか

医療機関受診時に支払う一部負担金の減免制度があります。現在治療中の人で、一部負担金の支払いが難しい人はお問い合わせください。

※減免の適用に当たっては、就労状況や収入状況等の調査・審査があります。

▼減免の対象

災害や特別な事由(農作物の不作、事業・業務の休止で著しい収入の減少)がある場合
※国民健康保険加入者は、入院による一部負担金のみ対象

●保険課医療保険係

☎985-4107

確定申告の間違いに気付いたら...

▼税額を多く申告していた
税務署にある更正の請求書で訂正します。確定申告の更正が請求できる期間は、申告期限から5年以内です。

▼税額を少なく申告していた・還付を受けた税額が多かった
修正申告をしてください。税務署の調査前に修正申告をすれば、過少申告加算税はかかりません。

▼確定申告を忘れていた
すぐに確定申告をしましょう。税務署の調査前に申告すれば、無

申告加算税が軽減されます。

●松山税務署(自動音声案内)

☎941-9121

税務課町民税係

☎985-4110

【事業主の皆さんへ】

法人税額が、修正申告や更正・決定で当初より増額になるときは、法人町民税の修正申告が必要です。すぐに修正申告書を提出してください。

●税務課管理収納係

☎985-4109

令和4・5年度分 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し健全な運営を維持するため、2年に一度保険料率を見直しています。

医療給付費は、被保険者が増えていることや医療の高度化などにより、年々増加しています。愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を最大限活用するなど、できる限り被保険者への影響を少なくするよう配慮し、令和4・5年度の保険料率を改定しました。改定後の保険料は、次の通りです。

●保険料(1人当たり年額)

	均等割額	所得割額	限度額
R4・5年度	49,140円	所得割率 9.09%	66万円
R2・3年度	47,720円	所得割率 9.02%	64万円

●年金収入ごとの年間保険料例(単身世帯の場合)

年金収入	R3年度		R4年度	
	前年	今年	前年	今年
153万円	14,316円+	0円= 14,310円	14,742円+	0円= 14,740円
180万円	23,860円+	24,354円= 48,210円	24,570円+	24,543円= 49,110円
200万円	38,176円+	42,394円= 80,570円	39,312円+	42,723円= 82,030円

※ 年間保険料額は10円未満切り捨て

▼社会全体で制度を支えています
医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用は、約5割が公費(国・県・市町が負担)、約4割が現役世代の保険料、残りの1割が被保険者の皆さんが負担してまかわれています。一人一人が健康管理や適正受診を心掛きましょう。

●愛媛県後期高齢者医療広域連合
保険課保険料係
☎911-7734
☎985-4227

保険料や税の仮徴収が始まります

保険料や税を年金天引き(特別徴収)で納めている人は、本年度も引き続き年金天引きとなります。保険料(税)額決定までは、原則2月と同額を納めてもらい、10月以降の本徴収で調整します。

- ▼対象保険料・税
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 国民健康保険税
- 町民税

●保険課保険料係(保険料のこと)

☎985-4227

●税務課町民税係(税のこと)

☎985-4110

納付月	4	6	8	10	12	2
徴収区分	仮徴収 令和4年2月と同額(町民税は公的年金に係る3年度税額の1/6相当額)			本徴収 年間保険料(税)額-仮徴収納付額		

国民健康保険に加入している人へ kencomでお得に健康維持

楽しみながら健康づくりに取り組めるスマホ用健康アプリ「kencom」に登録して、ウォーキングイベントに参加しませんか。ギフト券や商品と交換できる健康ポイントがもらえます。

参加エントリーは4月27日(木)まで。アプリ登録者先着5,000人に、2,000円相当の健康ポイントプレゼントも継続中です。詳しくは県ホームページ(下のQRコード)を確認を。



●保険課医療保険係 ☎985-4107

令和4年度 税金等の納期限

税目	期別	納期限	口座振替日
固定資産税	第1・全期	5月2日	4月25日
	2	8月1日	7月25日
	3	12月26日	12月26日
	4	5年2月28日	5年2月27日
軽自動車税	全期	5月31日	5月25日
	第1・全期	6月30日	6月27日
町民税	2	8月31日	8月25日
	3	10月31日	10月25日
	4	5年1月31日	5年1月25日
	第1・全期	8月1日	7月25日
国民健康保険税	2	8月31日	8月25日
	3	9月30日	9月26日
	4	10月31日	10月25日
後期高齢者医療保険料	5	11月30日	11月25日
	6	12月26日	12月26日
介護保険料	7	5年1月31日	5年1月25日
	8	2月28日	2月27日
	9	3月31日	3月27日

※ 口座振替の人で振替日に残高不足で引き落としできなかった場合は、納期月の翌月10日(1月と5月は15日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)にもう一度口座振替します。

※ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の再振替は、偶数月のみ年金支給日です。

●税務課管理収納係(税のこと) ☎985-4109
●保険課保険料係(保険料のこと) ☎985-4227

工事を行う前に窓口で相談を
耐震工事・老朽放置建物の除却を助成します

1 木造住宅耐震工事補助

木造住宅の耐震化のため、建物を補強する工事や耐震シエルトを設置工事の費用を助成します。

また、耐震工事の補助に必要な耐震診断(住宅の安全性を診断)や耐震設計(補強箇所の設計図書を作成)を無料でを行います。



▼対象住宅

次の全てを満たす住宅

- ・町内で、昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅
- ・併用住宅のときは、住宅以外の用途の床面積が半分以下の住宅
- ・2階建て以下の住宅で、延べ面積が500㎡以下のもの
- ※令和5年2月28日(火)までに工事を完了できるものに限る。
- ※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外

▼対象者

住宅の所有者か、所有者と親子関係にある人

▼受付期間

4月4日(月)～令和5年1月31日(火)

※予算額の上限に到達した場合は期間内でも締め切ります(先着順)。

2 老朽放置建物除却

建物倒壊による災害などを防止するため、次の費用を助成します。

①新立・本村の一部地区

町に寄付する土地にある建物を除却する費用(全額)

②町内全地区

倒壊するおそれがある空家を除却する費用(一部)



▼対象建物

次の全てを満たす建物

- ・敷地内に所有者、管理者や占有者がおらず放置されている建物
- ・倒壊のおそれがあり、倒壊した場合周辺に悪影響を及ぼす建物
- ※令和5年2月28日(火)までに工事を完了できるものに限る。

▼対象者

建物除却の権限を持つ人

▼受付期間

4月4日(月)～5月31日(火)

※応募多数の場合は抽選です。

①まちづくり課建築住宅係

☎985-4122

ブロック塀の安全対策費を助成します

地震による倒壊を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費用を補助します。希望する場合は、必ず工事を行う前に窓口で相談してください。



▼対象物

次の全てを満たすもの
・点検チェックポイントにより安全対策が必要と判断されたもの

・避難路に面するもの

・建て替える場合は、安全な構造となるもの

※令和5年2月28日(火)までに工事を完了できるものに限る。

▼対象者

ブロック塀などがある土地の所有者など

▼受付期間

4月4日(月)～5月31日(火)

※応募多数の場合は抽選です。

①まちづくり課建築住宅係

☎985-4122

令和4年度 水道検針・集金事務委託者

委託者名		担当地区
検針員	黒瀬 志穂	宗意原・新立
	安岡 陽子	北黒田・宗意原・横田
	佐藤 美佳	北黒田・南黒田
	森重 春香	塩屋
	二宮 英樹	宗意原
	加藤 初恵	大間・昌農内
	増田 恵美	新立・本村・筒井
	平野 さつき	上高柳・恵久美
	坂本 豊	筒井
	戎屋 多恵子	
	河本 重美	西古泉・塩屋
	池内 桂子	北川原・南黒田
	太場 洋子	西高柳
	飯田 明子	新立・宗意原・中川原・出作
	増田 弥生	徳丸・鶴吉
	稲場 真由美	神崎
田中 由紀子	永田・東古泉・大溝	
集金員	戒田 京子	
	阪東 利美	
	西森 文子	

※検針員を随時募集中。詳しくは町HPで確認を。

①上下水道課業務係 ☎985-4126